

議案第 1 号

令和 7 年度和歌山市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 7 年度和歌山市一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,833,939 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 173,465,258 千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の廃止は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第10号）

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 稅		60,678,766	423,000	61,101,766
	1 市 民 稅	24,100,550	550,000	24,650,550
	2 固 定 資 産 稅	25,862,813	110,000	25,752,813
	4 市 た ば こ 税	2,726,903	15,000	2,711,903
	6 都 市 計 画 税	4,329,575	27,000	4,302,575
	7 事 業 所 税	2,316,586	20,000	2,336,586
	8 入 湯 税	28,500	5,000	33,500
3 利子割交付金		45,000	86,000	131,000
	1 利子割交付金	45,000	86,000	131,000
4 配当割交付金		476,000	268,000	744,000
	1 配当割交付金	476,000	268,000	744,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		9,410,000	490,000	9,900,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	9,410,000	490,000	9,900,000
10 地方特例交付金		394,000	48,405	345,595
	1 地方特例交付金	383,000	48,405	334,595
11 地 方 交 付 税		18,685,062	1,854,572	20,539,634
	1 地 方 交 付 税	18,685,062	1,854,572	20,539,634
13 分 担 金 及 び 負 担 金		561,269	28,984	532,285
	1 負 担 金	561,269	28,984	532,285
14 使 用 料 及 び 手 数 料		2,593,074	34,297	2,558,777
	1 使 用 料	1,867,252	22,644	1,844,608
	2 手 数 料	725,822	11,653	714,169
15 国 庫 支 出 金		42,912,438	59,243	42,971,681
	1 国 庫 負 担 金	27,524,951	710,998	28,235,949
	2 国 庫 補 助 金	4,653,964	151,213	4,502,751
	3 国 庫 交 付 金	10,706,669	500,161	10,206,508
	4 国 庫 委 託 金	26,854	381	26,473

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県 支 出 金		13,122,912	129,275	13,252,187
	1 県 負 担 金	9,330,662	247,645	9,578,307
	2 県 補 助 金	2,822,528	123,088	2,699,440
	3 県 交 付 金	737,482	4,718	742,200
17 財 産 収 入		436,263	7,392	428,871
	1 財産運用収入	346,033	1,168	347,201
	2 財産売払収入	90,230	8,560	81,670
18 寄 附 金		3,042,818	49,030	3,091,848
	1 寄 附 金	3,042,818	49,030	3,091,848
19 繰 入 金		1,674,626	331,731	2,006,357
	1 基 金 繰 入 金	1,565,769	332,505	1,898,274
	2 特 別 会 計 繰 入 金	108,857	774	108,083
20 繰 越 金		1	3,361,399	3,361,400
	1 繰 越 金	1	3,361,399	3,361,400
21 諸 収 入		2,629,790	206,567	2,836,357
	4 受 託 事 業 収 入	65,972	3,608	62,364
	7 雜 入	1,189,502	210,175	1,399,677
22 市 債		7,630,300	305,800	7,324,500
	1 市 債	7,630,300	305,800	7,324,500
歳 入 合 計		166,631,319	6,833,939	173,465,258

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		901,672	14,009	887,663
	1 議 会 費	901,672	14,009	887,663
2 総 務 費		13,253,222	5,728,469	18,981,691
	1 総 務 管 理 費	8,138,661	5,892,063	14,030,724
	2 徴 税 費	1,531,705	5,199	1,526,506
	3 市 民 生 活 費	622,767	9,788	632,555
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	802,658	76,897	725,761
	5 選 挙 費	499,720	50,665	449,055
	6 統 計 調 査 費	267,326	16,188	251,138
	7 文 化 ス ポ ツ 費	1,215,631	26,150	1,189,481
	8 監 査 委 員 費	104,135	4,387	108,522
	9 人 事 委 員 会 費	70,619	2,670	67,949
3 民 生 費		81,516,189	1,466,574	82,982,763
	1 社 会 福 祉 費	33,397,569	512,266	33,909,835
	2 生 活 保 護 費	18,355,247	396,765	18,752,012
	3 児 童 福 祉 費	25,730,998	459,139	26,190,137
	5 年 金 保 險 費	3,505,936	88,907	3,594,843
	6 市 民 福 祉 費	514,157	9,497	523,654
4 衛 生 費		10,066,952	7,246	10,074,198
	1 保 健 衛 生 費	4,463,990	93,906	4,557,896
	2 清 掃 費	5,133,847	76,261	5,057,586
	3 環 境 保 全 費	469,115	10,399	458,716
5 農 林 水 産 業 費		1,044,648	22,019	1,022,629
	1 農 業 費	754,031	9,213	744,818
	2 農 林 緑 花 費	148,861	856	148,005
	3 水 産 業 費	141,756	11,950	129,806
6 商 工 費		6,279,715	52,767	6,226,948
	1 商 工 費	5,270,192	128,367	5,141,825
	2 觀 光 費	1,009,523	75,600	1,085,123

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 土 木 費		10,026,356	9,361	10,016,995
	1 土木管理費	1,057,625	14,581	1,043,044
	2 道路橋梁費	4,096,980	27,800	4,069,180
	3 河川費	395,390	14,425	409,815
	4 都市計画費	1,028,942	1,011	1,029,953
	5 都市計画道路費	489,637	12,901	476,736
	6 公園費	513,728	8,553	522,281
	7 下水道費	608,469	42,309	566,160
	8 住宅費	1,835,585	64,241	1,899,826
8 消防費		5,488,170	61,611	5,426,559
	1 消防費	5,488,170	61,611	5,426,559
9 教育費		10,488,030	106,409	10,381,621
	1 教育総務費	2,333,342	44,483	2,288,859
	2 小学校費	2,920,391	34,036	2,886,355
	3 中学校費	833,457	22,706	810,751
	4 高等学校費	844,626	7,173	837,453
	5 幼稚園費	513,323	4,647	508,676
	6 社会教育費	2,164,358	21,498	2,185,856
	7 保健体育費	878,533	14,862	863,671
11 公債費		17,959,916	32,073	17,927,843
	1 公債費	17,959,916	32,073	17,927,843
12 諸支出金		9,030,291	70,101	8,960,190
	1 公営企業費	8,816,782	62,781	8,754,001
	2 集落排水費	213,509	7,320	206,189
歳出合計		166,631,319	6,833,939	173,465,258

第2表

債務負担行為補正

1 廃止

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・保険系システム運営事業	令和8年度 令和12年度	398,750
合 計		398,750

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・債権回収システム運営事業	令和8年度 令和12年度	66,449
合 計		66,449

第3表

地 方 債 補 正

1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
河川県工事負担金	10,100	証書借入又は債券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	10,100			

2 变 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎整備事業	80,600	証書借入又は債券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	76,700	証書借入又は債券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
防災基盤整備事業	63,300	"	"	"	61,600	"	"	"
支所・連絡所整備事業	7,800	"	"	"	6,900	"	"	"
文化財保護事業	24,500	"	"	"	24,000	"	"	"
博物館整備事業	35,100	"	"	"	34,900	"	"	"
スポーツ施設整備事業	28,700	"	"	"	13,800	"	"	"
認定こども園等整備事業	69,900	"	"	"	53,200	"	"	"
隣保館整備事業	1,700	"	"	"	2,000	"	"	"
保健所整備事業	73,200	"	"	"	69,400	"	"	"
清掃運搬施設整備事業	14,200	"	"	"	11,400	"	"	"
清掃工場施設整備事業	342,200	"	"	"	327,200	"	"	"
農業施設整備事業	174,700	"	"	"	170,400	"	"	"
沿岸漁場整備開発事業	6,400	"	"	"	5,100	"	"	"

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
共同作業場整備事業	5,800	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	4,500	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
勤労者総合センター整備事業	32,300	"	"	"	29,400	"	"	"
観光基盤施設整備事業	18,100	"	"	"	15,900	"	"	"
和歌山城公園整備事業	6,800	"	"	"	50,900	"	"	"
道路施設改善事業	1,014,500	"	"	"	1,002,800	"	"	"
地方道整備事業	704,300	"	"	"	691,200	"	"	"
都市計画県工事負担金	7,400	"	"	"	-			
街路事業	228,500	"	"	"	226,200	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
公園施設整備事業	113,000	"	"	"	113,600	"	"	"
下水路整備事業	25,000	"	"	"	26,400	"	"	"
住宅改善事業	262,200	"	"	"	248,000	"	"	"
消防施設整備事業	853,800	"	"	"	809,900	"	"	"
小学校施設解体撤去事業	64,500	"	"	"	52,600	"	"	"
高等学校施設整備事業	137,900	"	"	"	130,200	"	"	"
地区集会所整備事業	4,400	"	"	"	1,000	"	"	"
コミュニティセンター整備事業	19,000	"	"	"	16,800	"	"	"

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
体育施設整備事業	78,500	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	40,900	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
水道事業会計 出資金	888,000	"	"	"	753,500	"	"	"
計	7,630,300				7,314,400			

議案第 2 号

令和 7 年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 555,038 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36,820,509 千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険料		6,463,196	1,903,898	4,559,298
	1 国民健康保険料	6,463,196	1,903,898	4,559,298
3 国 庫 支 出 金		21,277	2,408	23,685
	1 国 庫 補 助 金	21,277	2,408	23,685
4 県 支 出 金		27,238,315	486,490	26,751,825
	2 県 交 付 金	27,178,546	486,490	26,692,056
5 繰 入 金		3,450,500	89,822	3,540,322
	1 一般会計繰入金	3,450,500	89,822	3,540,322
6 繰 越 金		1	1,769,950	1,769,951
	1 繰 越 金	1	1,769,950	1,769,951
7 諸 収 入		201,257	26,830	174,427
	2 雜 入	201,256	26,830	174,426
歳 入 合 計		37,375,547	555,038	36,820,509

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		572,284	13,389	558,895
	1 総務管理費	572,284	13,389	558,895
2 保険給付費		26,957,707	504,022	26,453,685
	1 療養諸費	23,554,000	600,000	22,954,000
	2 高額療養費	3,283,000	120,000	3,403,000
	4 出産育児諸費	104,889	23,854	81,035
	6 傷病手当諸費	168	168	0
4 保健事業費		335,177	16,339	318,838
	1 特定健康診査等事業費	276,745	7,918	268,827
	2 保健事業費	58,432	8,421	50,011
5 諸支出金		153,169	21,288	131,881
	1 償還金及び 還付加算金	153,169	21,288	131,881
歳出合計		37,375,547	555,038	36,820,509

議案第3号

令和7年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,174千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,341,550千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和8年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		249,319	4,136	245,183
	1 一般会計繰入金	249,319	4,136	245,183
5 諸 収 入		204,855	30,310	235,165
	1 雜 入	204,855	30,310	235,165
歳 入 合 計		2,315,376	26,174	2,341,550

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 卸 売 市 場 費		2,108,452	28,741	2,137,193
	1 卸 売 市 場 費	2,108,452	28,741	2,137,193
2 公 債 費		206,824	2,567	204,257
	1 公 債 費	206,824	2,567	204,257
歳 出 合 計		2,315,376	26,174	2,341,550

議案第4号

令和7年度和歌山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度和歌山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,406千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,131千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和8年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金		9,435	4,304	5,131
	1 東和歌山第二地区 土地区画整理事業 一般会計繰入金	9,435	4,304	5,131
2 諸 収 入		102	102	0
	1 東和歌山第二 地区土地区画 整理事業雑入	102	102	0
歳 入 合 計		9,537	4,406	5,131

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 東和歌山第二 地区土地区画 整理事業費		9,537	4,406	5,131
	1 東和歌山第二 地区土地区画 整理事業費	9,537	4,406	5,131
歳 出 合 計		9,537	4,406	5,131

議案第 5 号

令和 7 年度和歌山市住宅改修資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度和歌山市住宅改修資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,165 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23,835 千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 諸 収 入		25,000	1,165	23,835
	1 貸付金収入	25,000	1,165	23,835
歳 入 合 計		25,000	1,165	23,835

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 前年度繰上金 充用		25,000	1,165	23,835
	1 前年度繰上金 充用	25,000	1,165	23,835
歳 出 合 計		25,000	1,165	23,835

議案第 6 号

令和 7 年度和歌山市住宅新築資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度和歌山市住宅新築資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,122 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 549,489 千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 諸 収 入		558,611	18,335	540,276
	2 雜 入	354,631	18,335	336,296
2 県 支 出 金		-	9,213	9,213
	1 県 補 助 金	-	9,213	9,213
歳 入 合 計		558,611	9,122	549,489

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 前 年 度 繰 上 金 充 用 金		558,611	9,122	549,489
	1 前 年 度 繰 上 金 充 用 金	558,611	9,122	549,489
歳 出 合 計		558,611	9,122	549,489

議案第 7 号

令和 7 年度和歌山市宅地取得資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度和歌山市宅地取得資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,505 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 222,829 千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第1号）

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 諸 収 入		226,334	7,492	218,842
	2 雜 入	122,404	7,492	114,912
2 県 支 出 金		-	3,987	3,987
	1 県 補 助 金	-	3,987	3,987
歳 入 合 計		226,334	3,505	222,829

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 前 年 度 繰 上 金 充 用 金		226,334	3,505	222,829
	1 前 年 度 繰 上 金 充 用 金	226,334	3,505	222,829
歳 出 合 計		226,334	3,505	222,829

議案第8号

令和7年度和歌山市駐車場管理事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度和歌山市駐車場管理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,437千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,617,700千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和8年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第2号）

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		271,423	6,125	277,548
	1 使用料	271,423	6,125	277,548
3 諸 収 入		1,352,754	16,562	1,336,192
	1 雜 入	1,352,754	16,562	1,336,192
歳 入 合 計		1,628,137	10,437	1,617,700

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 駐車場管理費		147,079	931	148,010
	1 駐車場管理費	147,079	931	148,010
3 前年度繰上金 充用金		1,365,000	11,368	1,353,632
	1 前年度繰上金 充用金	1,365,000	11,368	1,353,632
歳 出 合 計		1,628,137	10,437	1,617,700

議案第 9 号

令和 7 年度和歌山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度和歌山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条　歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、

「第 1 表　歳入予算補正」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長　尾 花 正 啓

第1表

歳入予算補正（第1号）

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 越 金		31,655	701	32,356
	1 繰 越 金	31,655	701	32,356
3 諸 収 入		97,392	701	96,691
	1 貸付金収入	97,382	701	96,681
歳 入 合 計		131,339	0	131,339

議案第 10 号

令和 7 年度和歌山市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度和歌山市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,848,560 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44,820,730 千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金		10,866,727	460,106	11,326,833
	1 国 庫 負 担 金	7,658,373	338,046	7,996,419
	2 国 庫 補 助 金	7,963	4,723	12,686
	3 国 庫 交 付 金	3,200,391	117,337	3,317,728
4 県 支 出 金		5,715,340	237,567	5,952,907
	1 県 負 担 金	5,520,072	238,211	5,758,283
	2 県 交 付 金	195,268	644	194,624
5 支 払 基 金 交 付 金		11,287,318	478,831	11,766,149
	1 支 払 基 金 交 付 金	11,287,318	478,831	11,766,149
6 財 産 収 入		4,438	11	4,449
	1 財 産 運 用 収 入	4,438	11	4,449
7 繰 入 金		7,129,283	47,421	7,176,704
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,636,571	163,987	6,800,558
	2 基 金 繰 入 金	492,712	116,566	376,146
8 繰 越 金		1	624,624	624,625
	1 繰 越 金	1	624,624	624,625
歳 入 合 計		42,972,170	1,848,560	44,820,730

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		831,237	54,270	776,967
	1 総務管理費	343,479	25,855	369,334
	2 介護認定費	487,758	80,125	407,633
2 保険給付費		40,565,213	1,773,100	42,338,313
	1 介護サービス等諸費	39,140,281	1,770,000	40,910,281
	5 その他諸費	39,894	3,100	42,994
3 地域支援事業費		1,454,179	3,224	1,450,955
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	1,242,418	349	1,242,767
	3 包括的支援事業・任意事業費	200,825	3,573	197,252
4 基金積立金		4,438	11	4,449
	1 基金積立金	4,438	11	4,449
5 諸支出金		112,103	132,943	245,046
	1 償還金及び 還付加算金	11,511	133,717	145,228
	2 重層的支援体制 整備事業繰出金	100,592	774	99,818
歳出合計		42,972,170	1,848,560	44,820,730

議案第 11 号

令和 7 年度和歌山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度和歌山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 353,504 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,495,128 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正(第3号)

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		5,378,238	157,571	5,535,809
	1 後期高齢者医療保険料	5,378,238	157,571	5,535,809
3 繰 入 金		6,732,982	99,300	6,633,682
	1 一般会計繰入金	6,732,982	99,300	6,633,682
4 繰 越 金		1	231,842	231,843
	1 繰 越 金	1	231,842	231,843
5 諸 収 入		22,007	61,741	83,748
	1 雜 入	22,007	61,741	83,748
6 国 庫 支 出 金		8,385	1,650	10,035
	1 国 庫 補 助 金	8,385	1,650	10,035
歳 入 合 計		12,141,624	353,504	12,495,128

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		12,030,464	353,504	12,383,968
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	12,030,464	353,504	12,383,968
歳 出 合 計		12,141,624	353,504	12,495,128

議案第12号

令和7年度和歌山市水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和7年度和歌山市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度和歌山市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条を次のように改める。

(1) 給水戸数	187,033戸
(2) 年間総配水量	45,064,000 m ³
(3) 一日平均配水量	123,463 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水管整備事業	3,267,763千円
配水施設整備事業	233,731千円
原浄水施設新設改良事業	1,533,253千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
收	入		
第1款 水道事業収益	8,728,369千円	25,521千円	8,702,848千円
第1項 営業収益	8,141,139千円	23,419千円	8,117,720千円
第2項 営業外収益	587,230千円	2,102千円	585,128千円
支	出		
第1款 水道事業費	7,369,759千円	95,095千円	7,464,854千円
第1項 営業費用	6,728,907千円	37,560千円	6,766,467千円
第2項 営業外費用	607,852千円	57,535千円	665,387千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,969,857千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,879,123千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額493,853千円、過年度分損益勘定留保資金328,523千円、当年度分損益勘定留保資金2,901,492千円及び当年度利益剰余金処分額245,989千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額436,514千円、過年度分損益勘定留保資金328,523千円、当年度分損益勘定留保資金2,925,546千円及び当年度利益剰余金処分額188,540千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
收	入		
第1款 水道事業資本的収入	4,454,942千円	543,237千円	3,911,705千円
第1項 企業債	3,155,100千円	221,700千円	2,933,400千円

第2項 出 資 金	888,157 千円	134,629 千円	753,528 千円
第3項 補 助 金	173,499 千円	127,836 千円	45,663 千円
第4項 負 担 金	231,370 千円	53,656 千円	177,714 千円
第5項 固定資産売却代金	6,816 千円	5,416 千円	1,400 千円
支 出			
第1款 水道事業資本的支出	8,424,799 千円	633,971 千円	7,790,828 千円
第1項 建 設 改 良 費	5,706,418 千円	636,949 千円	5,069,469 千円
第3項 その他資本的支出	- 千円	2,978 千円	2,978 千円

第5条 予算第6条の表を次のように改める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
配水管整備事業	千円 1,878,800	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和7年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
配水施設整備事業	59,900			
施設整備事業	994,700			

第6条 予算第9条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,166,736 千円	43,077 千円	1,209,813 千円

第7条 予算第10条中「13,331千円」を「11,849千円」に改める。

第8条 予算第11条中「245,989千円」を「188,540千円」に改め、次のように処分するものとする。

(1) 減債積立金	188,540 千円
-----------	------------

第9条 予算第12条中「334,959千円」を「328,554千円」に改める。

令和8年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第13号

令和7年度和歌山市工業用水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和7年度和歌山市工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度和歌山市工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条を次のように改める。

(1) 給水工場数	43工場
(2) 年間総配水量	78,022,000 m ³
(3) 一日平均配水量	213,759 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水施設整備事業	9,634千円
原浄水施設新設改良事業	410,292千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
收 入			
第1款 工業用水道事業収益	2,278,860千円	5,438千円	2,273,422千円
第1項 営業収益	2,204,975千円	7,055千円	2,197,920千円
第2項 営業外収益	73,885千円	1,617千円	75,502千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費	1,835,427千円	68,088千円	1,767,339千円
第1項 営業費用	1,683,789千円	65,912千円	1,617,877千円
第2項 営業外費用	141,638千円	2,176千円	139,462千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額68,669千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額821,155千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,124千円及び減債積立金34,545千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,113千円、減債積立金425,202千円、建設改良積立金68,512千円及び過年度分損益勘定留保資金293,328千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
收 入			
第1款 工業用水道事業 資本的収入	779,500千円	38,755千円	818,255千円
第1項 企業債	218,000千円	200千円	217,800千円
第2項 補助金	61,500千円	38,955千円	100,455千円
支 出			

第1款 工業用水道事業 資本的支出	848,169千円	791,241千円	1,639,410千円
第1項 建設改良費	422,967千円	2,087千円	420,880千円
第3項 投資	-千円	793,328千円	793,328千円

第5条 予算第6条を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
施設整備事業	千円 217,800	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和7年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。

第6条 予算第9条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	302,992千円	16,599千円	286,393千円

第7条 予算第10条中「4,104千円」を「2,390千円」に改める。

第8条 予算第11条中「102,197千円」を「102,340千円」に改める。

令和8年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第14号

令和7年度和歌山市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和7年度和歌山市公共下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度和歌山市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条を次のように改める。

(1) 処理面積	2,495 ha
(2) 年間処理水量	28,315,000 m ³
(3) 一日平均処理水量	77,575 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備事業	2,881,056 千円
ポンプ場整備事業	684,339 千円
処理場整備事業	1,005,810 千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
收	入		
第1款 下水道事業収益	12,244,874 千円	42,834 千円	12,287,708 千円
第1項 営業収益	6,450,582 千円	52,730 千円	6,503,312 千円
第2項 営業外収益	5,794,292 千円	13,264 千円	5,781,028 千円
第3項 特別利益	- 千円	3,368 千円	3,368 千円
支	出		
第1款 下水道事業費	10,846,555 千円	143,709 千円	10,990,264 千円
第1項 営業費用	9,896,635 千円	150,128 千円	10,046,763 千円
第2項 営業外費用	932,920 千円	6,419 千円	926,501 千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,284,146千円」を「資本的収入額（他会計からの長期借入金793,328千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額5,268,089千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額237,859千円、当年度分損益勘定留保資金3,894,337千円、繰越利益剰余金処分額257,425千円及び当年度利益剰余金処分額894,525千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額187,074千円、減債積立金257,425千円、当年度分損益勘定留保資金3,913,444千円及び当年度利益剰余金処分額910,146千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
收	入		
第1款 下水道事業資本的収入	7,585,788 千円	74,345 千円	7,660,133 千円

第1項 企 業 債	4,010,300 千円	454,500 千円	3,555,800 千円
第2項 補 助 金	2,720,387 千円	252,396 千円	2,467,991 千円
第3項 負 担 金	854,101 千円	12,087 千円	842,014 千円
第5項 他会計からの長期借入金	- 千円	793,328 千円	793,328 千円

支 出		
第1款 下水道事業資本的支出	12,869,934 千円	735,040 千円 12,134,894 千円
第1項 建設改良費	5,317,515 千円	735,040 千円 4,582,475 千円

第5条 予算第6条の表を次のように改める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 2,345,500	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和7年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
公共下水道事業借換債	451,400			
資 本 費 平 準 化 債	758,900			

第6条 予算第9条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	870,097 千円	89,387 千円	959,484 千円

第7条 予算第10条中「7,911,190千円」を「7,986,234千円」に改める。

第8条 予算第11条中「1,151,950千円」を「910,146千円」に改め、次のように処分するものとする。

(1) 減債積立金	910,146 千円
-----------	------------

第9条 予算第12条中「221,631千円」を「222,500千円」に改める。

令和8年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第15号

令和7年度和歌山市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度和歌山市農業集落排水事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度和歌山市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第2条を次のように改める。

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 処理戸数 | 330戸 |
| (2) 年間処理水量 | 93,100 m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 255 m ³ |

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
收			入
第1款 農業集落排水事業収益	135,213千円	3,985千円	131,228千円
第1項 営業収益	16,674千円	67千円	16,741千円
第2項 営業外収益	118,539千円	4,052千円	114,487千円
支			出
第1款 農業集落排水事業費	118,304千円	193千円	118,497千円
第1項 営業費用	110,549千円	485千円	111,034千円
第2項 営業外費用	6,735千円	292千円	6,443千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額44,406千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額44,407千円」に、「過年度分損益勘定留保資金2,620千円、当年度分損益勘定留保資金27,630千円及び繰越利益剰余金処分額14,156千円」を「減債積立金19,608千円、過年度分損益勘定留保資金2,555千円及び当年度分損益勘定留保資金22,244千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
收			入
第1款 農業集落排水事業 資本的収入	6,153千円	112千円	6,041千円
第1項 補助金	6,153千円	112千円	6,041千円
支			出
第1款 農業集落排水事業 資本的支出	50,559千円	111千円	50,448千円
第1項 建設改良費	1,244千円	111千円	1,133千円

第5条 予算第7条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 紙 与 費	17,291 千円	5 千円	17,296 千円

第6条 予算第8条中「106,825千円」を「102,666千円」に改める。

第7条 予算第10条中「1,999千円」を「2,354千円」に改める。

令和8年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第 16 号

令和 7 年度和歌山市漁業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 7 年度和歌山市漁業集落排水事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度和歌山市漁業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条を次のように改める。

- | | |
|--------------|------------------------|
| (1) 処理戸数 | 638 戸 |
| (2) 年間処理水量 | 126,700 m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 347 m ³ |

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
收 入			
第 1 款 漁業集落排水事業収益	149,642 千円	3,628 千円	146,014 千円
第 1 項 営業収益	29,782 千円	638 千円	29,144 千円
第 2 項 営業外収益	119,860 千円	3,181 千円	116,679 千円
第 3 項 特別利益	- 千円	191 千円	191 千円
支 出			
第 1 款 漁業集落排水事業費	135,396 千円	135 千円	135,531 千円
第 1 項 営業費用	124,217 千円	373 千円	124,590 千円
第 2 項 営業外費用	10,159 千円	238 千円	9,921 千円

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 44,661 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 44,663 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 2,172 千円、当年度分損益勘定留保資金 30,520 千円及び繰越利益剰余金処分額 11,969 千円」を「減債積立金 16,684 千円、過年度分損益勘定留保資金 2,161 千円及び当年度分損益勘定留保資金 25,818 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
收 入			
第 1 款 漁業集落排水事業 資本的収入	8,391 千円	8 千円	8,383 千円
第 1 項 補助金	8,372 千円	8 千円	8,364 千円
支 出			
第 1 款 漁業集落排水事業 資本的支出	53,052 千円	6 千円	53,046 千円
第 1 項 建設改良費	3,497 千円	6 千円	3,491 千円

第5条 予算第7条第1号に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	17,291 千円	5 千円	17,296 千円

第6条 予算第8条中「106,684千円」を「103,523千円」に改める。

第7条 予算第10条中「1,683千円」を「1,899千円」に改める。

令和8年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第 17 号

和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例

和歌山市火災予防条例（昭和 37 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 8 条の 3 とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 8 条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
 - (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条（第 1 項第 1 号、第 10 号から第 14 号まで及び第 17 号から第 18 号の 3 まで、第 2 項第 6 号、第 3 項並びに第 4 項を除く。）及び第 5 条第 1 項の規定を準用する。
- 第 30 条の 7 第 1 項第 1 号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。
- 第 37 条第 2 項第 5 号中「サウナ設備」を「簡易サウナ設備又は一般サウナ設備」に改める。
- 第 55 条第 6 号の次に次の 1 号を加える。
- (6) の 2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）
- 第 55 条第 7 号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第18号

市道路線認定について

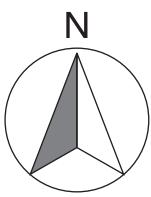
道路法第8条第2項の規定により市道の路線を次のとおり認定する。

令和8年2月19日提出

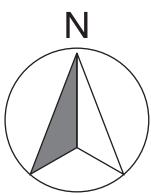
和歌山県和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起終点	備考
11-264	宮264号線	和歌山市有家 和歌山市有家	
19-128	三田128号線	和歌山市和田 和歌山市和田	
22-424	貴志424号線	和歌山市向 和歌山市向	
22-425	貴志425号線	和歌山市向 和歌山市向	
25-184	岡崎184号線	和歌山市森小手穂 和歌山市森小手穂	
25-185	岡崎185号線	和歌山市神前 和歌山市神前	
25-186	岡崎186号線	和歌山市井辺 和歌山市井辺	
32-77	直川77号線	和歌山市直川 和歌山市直川	
32-78	直川78号線	和歌山市直川 和歌山市直川	
32-79	直川79号線	和歌山市直川 和歌山市直川	

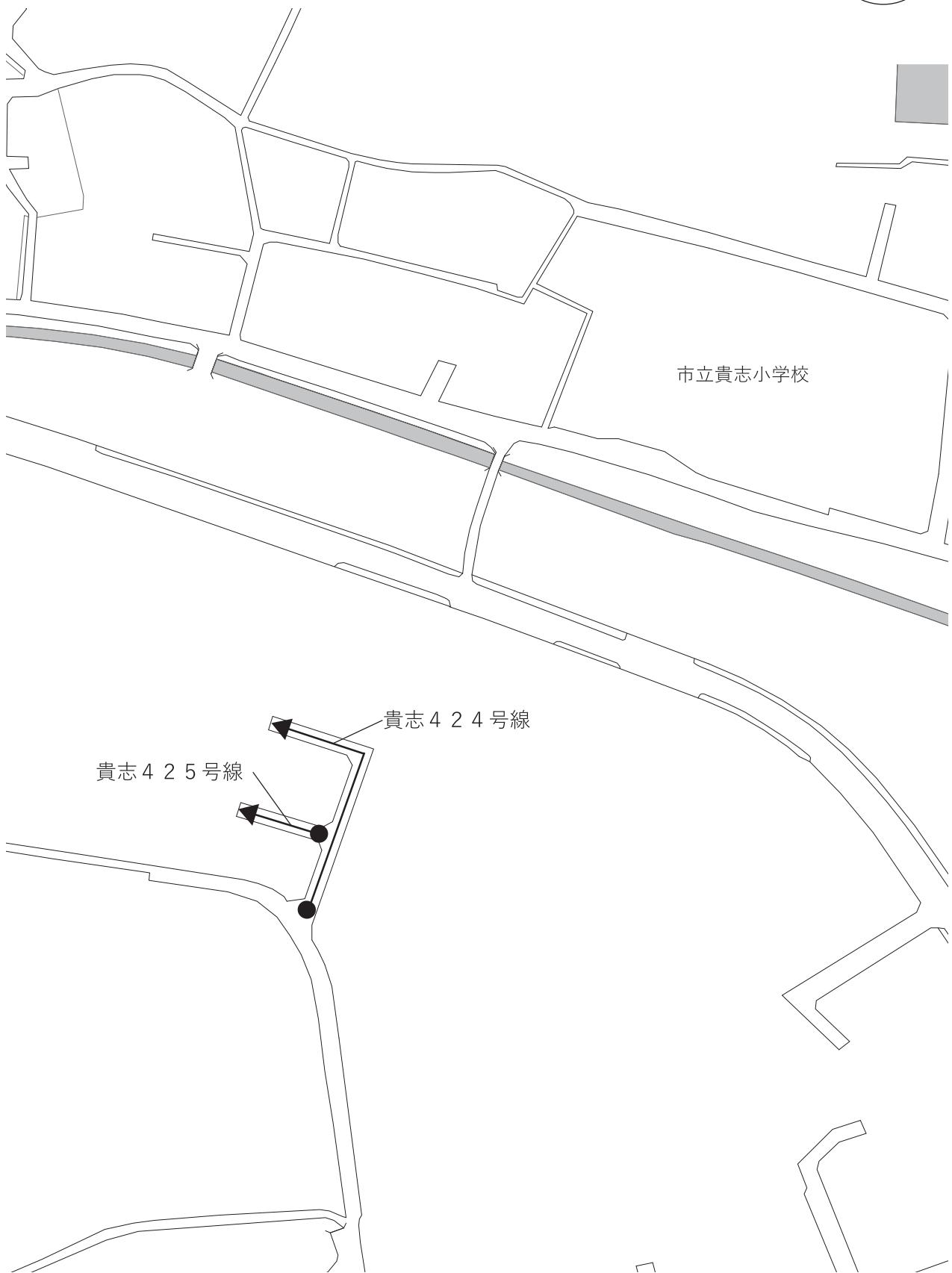
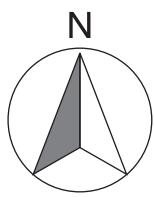
路線認定図



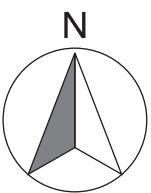
路線認定図



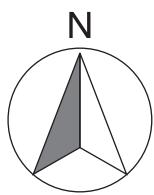
路線認定図



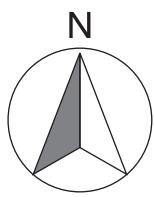
路線認定図



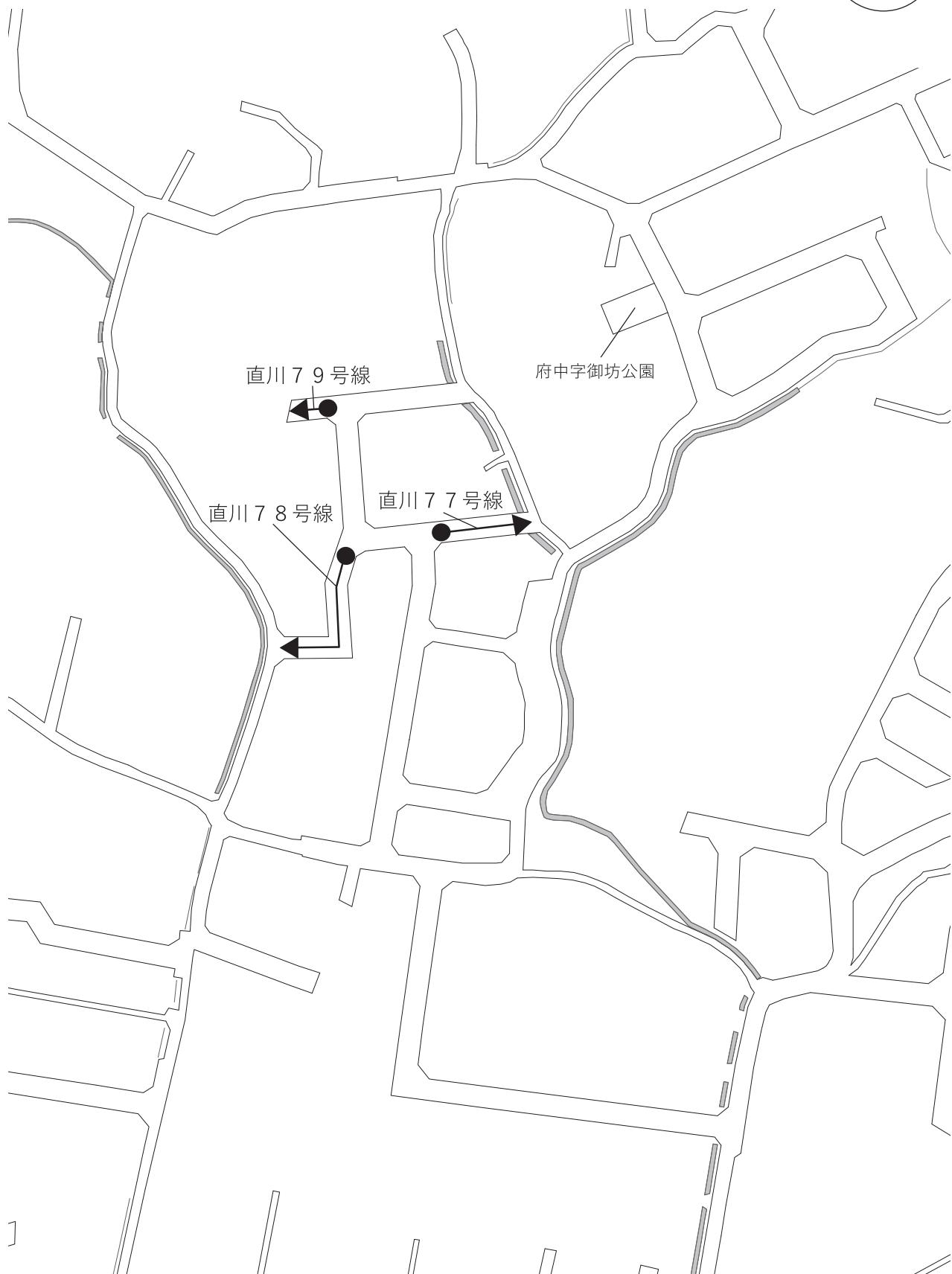
路線認定図



路線認定図



路線認定図



議案第19号

市道路線変更について

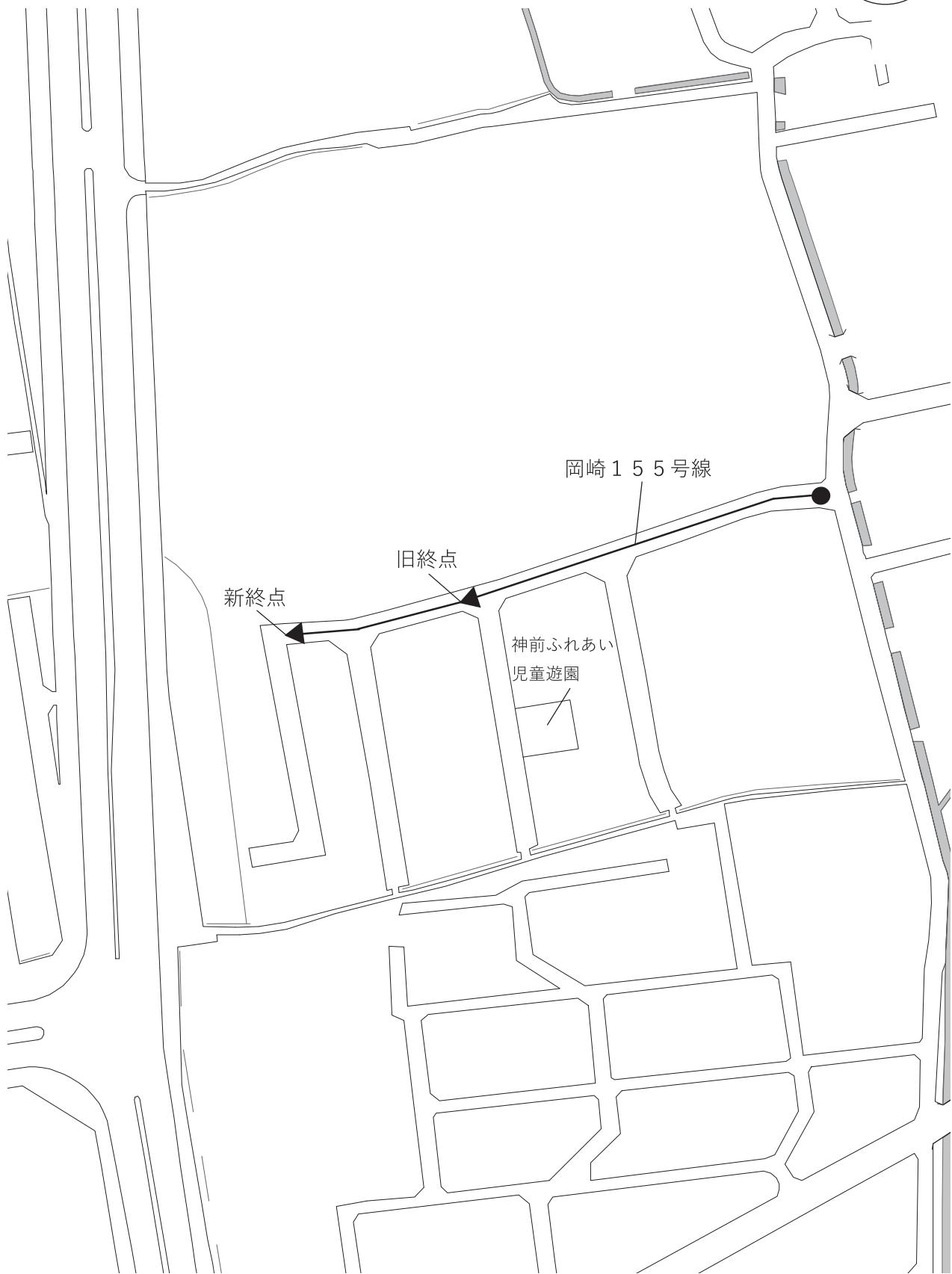
道路法第10条第3項の規定により市道の路線を次のとおり変更する。

令和8年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起終点	備考
25-155	旧	岡崎155号線	和歌山市神前 和歌山市神前	
	新	岡崎155号線	和歌山市神前 和歌山市神前	終点の変更
30-106	旧	南畠黒谷線	和歌山市黒谷 和歌山市黒谷	
	新	南畠黒谷線	和歌山市黒谷 和歌山市黒谷	終点の変更
32-70	旧	直川70号線	和歌山市直川 和歌山市直川	
	新	直川70号線	和歌山市直川 和歌山市直川	終点の変更

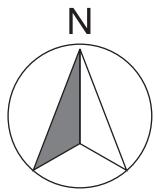
路線変更図



路線変更図



路線変更図



府中字御坊公園

新終点

直川70号線

議案第20号

財産の無償譲渡について

次のとおり建物を無償譲渡する。

令和8年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

1 建物の所在地、種別、数量

和歌山市小雜賀2丁目431番1

消防出張所	消防署	鉄筋コンクリート造	1棟	284.28m ²
	車庫	鉄骨造	1棟	62.55m ²
	プロパン庫	コンクリートブロック造	1棟	7.44m ²
	待機室・倉庫	コンクリートブロック造	1棟	32.07m ²
上記建物に係る附帯施設				一式

2 評価額 1,517,770円

3 譲渡の相手方

和歌山県和歌山市田屋138番地

株式会社 松源

4 譲渡の条件

- (1) 譲渡時期は、令和8年4月1日とする。
- (2) 本建物は、借地上に存するものであり、解体撤去に要する費用が当該評価額を上回ることから、無償譲渡するものとする。
- (3) 本建物は、現状有姿で譲渡するものとし、本市は契約不適合責任を負わないものとする。

議案第 21 号

令和 7 年度和歌山市一般会計補正予算（第 11 号）

令和 7 年度和歌山市一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,530,308 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 176,995,566 千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第11号）

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		42,971,681	2,032,673	45,004,354
	1 国 庫 負 担 金	28,235,949	724,500	28,960,449
	2 国 庫 補 助 金	4,502,751	573,882	5,076,633
	3 国 庫 交 付 金	10,206,508	734,291	10,940,799
16 県 支 出 金		13,252,187	79,650	13,331,837
	1 県 負 担 金	9,578,307	44,390	9,622,697
	2 県 補 助 金	2,699,440	35,260	2,734,700
19 繰 入 金		2,006,357	496,893	2,503,250
	1 基 金 繰 入 金	1,898,274	496,893	2,395,167
21 諸 収 入		2,836,357	92	2,836,449
	7 雜 入	1,399,677	92	1,399,769
22 市 債		7,324,500	921,000	8,245,500
	1 市 債	7,324,500	921,000	8,245,500
歳 入 合 計		173,465,258	3,530,308	176,995,566

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		18,981,691	7,656	18,989,347
	4 戸籍住民基本台帳費	725,761	7,656	733,417
3 民生費		82,982,763	1,966,050	84,948,813
	2 生活保護費	18,752,012	1,152,355	19,904,367
	3 児童福祉費	26,190,137	810,397	27,000,534
	6 市民福祉費	523,654	3,298	526,952
4 衛生費		10,074,198	95,845	10,170,043
	1 保健衛生費	4,557,896	95,845	4,653,741
5 農林水産業費		1,022,629	48,450	1,071,079
	1 農業費	744,818	48,450	793,268
7 土木費		10,016,995	956,957	10,973,952
	1 土木管理費	1,043,044	62,371	1,105,415
	2 道路橋梁費	4,069,180	610,455	4,679,635
	3 河川費	409,815	99,140	508,955
	4 都市計画費	1,029,953	18,591	1,048,544
	5 都市計画道路費	476,736	130,000	606,736
	6 公園費	522,281	36,400	558,681
9 教育費		10,381,621	23,685	10,405,306
	1 教育総務費	2,288,859	13,052	2,301,911
	6 社会教育費	2,185,856	10,633	2,196,489
12 諸支出金		8,960,190	431,665	9,391,855
	1 公営企業費	8,754,001	431,665	9,185,666
歳出合計		173,465,258	3,530,308	176,995,566

第2表

地 方 債 補 正

1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
コミュニティセンター建設事業	5,800	証書借入又は債券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	5,800			

2 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
児童館整備事業	300	証書借入又は債券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	7,200	証書借入又は債券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
隣保館整備事業	2,000	"	"	"	4,900	"	"	"
農業施設整備事業	170,400	"	"	"	184,800	"	"	"
道路施設改善事業	1,002,800	"	"	"	1,016,300	"	"	"
地方道整備事業	691,200	"	"	"	984,300	"	"	"
河川県工事負担金	10,100	"	"	"	19,200	"	"	"
準用河川改修事業	67,700	"	"	"	127,700	"	"	"
街路事業	226,200	"	"	"	291,200	"	"	"
公園施設整備事業	113,600	"	"	"	132,300	"	"	"
水道事業会計出資金	753,500	"	"	"	1,185,100	"	"	"
計	7,324,500				8,239,700			

議案第22号

令和7年度和歌山市水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和7年度和歌山市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度和歌山市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号を次のように改める。

(4) 主要な建設改良事業

配水管整備事業 3,458,838千円

配水施設整備事業 897,913千円

原浄水施設新設改良事業 2,548,475千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,879,123千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,153,744千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額436,514千円、過年度分損益勘定留保資金328,523千円、当年度分損益勘定留保資金2,925,546千円及び当年度利益剰余金処分額188,540千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額606,557千円、過年度分損益勘定留保資金328,523千円、当年度分損益勘定留保資金2,925,546千円及び当年度利益剰余金処分額293,118千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
收			入
第1款 水道事業資本的収入	3,911,705千円	1,595,858千円	5,507,563千円
第1項 企 業 債	2,933,400千円	823,400千円	3,756,800千円
第2項 出 資 金	753,528千円	431,665千円	1,185,193千円
第3項 補 助 金	45,663千円	340,793千円	386,456千円
支			出
第1款 水道事業資本的支出	7,790,828千円	1,870,479千円	9,661,307千円
第1項 建 設 改 良 費	5,069,469千円	1,870,479千円	6,939,948千円

第4条 予算第6条の表を次のように改める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
配 水 管 整 備 事 業	千円 1,988,500	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和7年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換
配 水 施 設 整 備 事 業	214,800			
施 設 整 備 事 業	1,553,500			

えることができる。

第5条 予算第11条中「188,540千円」を「293,118千円」に改め、次のように
処分するものとする。

(1) 減債積立金 293,118千円

令和8年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第23号

令和7年度和歌山市公共下水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和7年度和歌山市公共下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度和歌山市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号を次のように改める。

(4) 主要な建設改良事業

管渠整備事業	3,122,806千円
ポンプ場整備事業	684,339千円
処理場整備事業	1,040,810千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額（他会計からの長期借入金793,328千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額5,268,089千円」を「資本的収入額（他会計からの長期借入金793,328千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額5,282,839千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額187,074千円、減債積立金257,425千円、当年度分損益勘定留保資金3,913,444千円及び当年度利益剰余金処分額910,146千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額201,804千円、減債積立金257,425千円、当年度分損益勘定留保資金3,913,444千円及び当年度利益剰余金処分額910,166千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
			收	入
第1款 下水道事業資本的収入	7,660,133千円	262,000千円	7,922,133千円	
第1項 企 業 債	3,555,800千円	147,300千円	3,703,100千円	
第2項 補 助 金	2,467,991千円	114,700千円	2,582,691千円	
支 出				
第1款 下水道事業資本的支出	12,134,894千円	276,750千円	12,411,644千円	
第1項 建 設 改 良 費	4,582,475千円	276,750千円	4,859,225千円	

第4条 予算第6条の表を次のように改める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 2,492,800	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和7年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換
公共下水道事業借換債	451,400			
資 本 費 平 準 化 債	758,900			

えることができる。

第5条 予算第11条中「910,146千円」を「910,166千円」に改め、次のように
処分するものとする。

(1) 減債積立金 910,166千円

令和8年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第 24 号

令和 7 年度和歌山市一般会計補正予算（第 12 号）

令和 7 年度和歌山市一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費			319,951
	1 総 務 管 理 費		309,173
		庁舎管理事業	52,804
		財産管理事業	2,200
		標準準拠・保険系システム移行事業	205,768
		システム標準化対応事業	10,121
		防災情報システム整備事業	38,280
	2 徴 税 費		3,122
		システム標準化対応事業	3,122
	4 戸 簿 住 民 基 本 台 帳 費		7,656
		旧氏及び旧氏振り仮名記載事業	7,656
3 民 生 費			2,260,415
	1 社 会 福 祉 費		135,365
		介護施設整備費助成事業	135,365
	2 生 活 保 護 費		1,152,355
		生活保護費追加給付事業	1,152,355
	3 児 童 福 祉 費		968,509
		物価高対応子育て応援手当支給事業	156,020
		物価高騰対応子育て支援事業	522,583
		物価高騰対応園児等給食費支援事業	280,045
		児童館整備事業	9,861
	6 市 民 福 祉 費		4,186
		隣保館整備事業	4,186
4 衛 生 費			112,092
	1 保 健 衛 生 費		95,133
		物価高騰対応妊婦支援事業	95,133
	2 清 掃 費		16,959

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
		清掃工場施設整備事業	16,959
5 農林水産業費			68,215
	1 農業費		68,215
		農業施設改良事業	68,215
6 商工費			2,366,870
	1 商工費		2,311,826
		物価高騰対策地域商品券配布事業	2,311,826
	2 観光費		55,044
		和歌山城公園動物園クマ園舎改修事業	55,044
7 土木費			3,753,031
	1 土木管理費		62,371
		地籍調査事業	62,371
	2 道路橋梁費		2,316,827
		道路維持事業	746,350
		道路新設改良事業	49,799
		地方道整備事業	1,519,173
		交通安全施設整備事業	1,505
	3 河川費		233,351
		河川整備事業	86,805
		準用河川改修事業	146,546
	4 都市計画費		24,597
		都市計画マスター・プラン等改定事業	18,591
		都市再生整備計画効果分析事業	6,006
	5 都市計画道路費		486,416
		街路事業	486,416
	6 公園費		143,042
		公園整備事業	143,042
	7 下水道費		52,764
		下水道施設管理事業	44,778

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
	8 住 宅 費	下水路整備事業	7,986
			433,663
		住宅管理事業	229,403
		民間建築物耐震改修促進事業	204,260
8 消 防 費	1 消 防 費		68,521
			68,521
		消防デジタル無線再整備事業	68,521
9 教 育 費			65,626
	1 教 育 総 務 費		13,052
		物価高騰対応園児等給食費支援事業	13,052
	2 小 学 校 費		39,078
		安原小学校吉原分校解体撤去事業	39,078
	6 社 会 教 育 費		13,496
		コミュニティセンター建設事業	13,496
10 災 害 復 旧 費			144,697
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		144,697
		道路災害復旧事業	144,697
12 諸 支 出 金			841,656
	1 公 営 企 業 費		841,656
		水道事業会計出資金	841,656
合 計			10,001,074

議案第 25 号

令和 7 年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度和歌山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 総 務 費			4,620
	1 総 務 管 理 費		4,620
		システム標準化対応事業	4,620
合 計			4,620

議案第 26 号

令和 7 年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度和歌山市卸売市場事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 卸 売 市 場 費			805,427
	1 卸 売 市 場 費		805,427
		中央卸売市場整備事業	805,427
合 計			805,427

議案第 27 号

令和 7 年度和歌山市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度和歌山市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 総 務 費			5,574
	1 総 務 管 理 費		1,650
		システム標準化対応事業	1,650
	2 介 護 認 定 費		3,924
		システム標準化対応事業	3,924
	合	計	5,574

議案第 28 号

令和 7 年度和歌山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度和歌山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 総 務 費			1,650
	1 総 務 管 理 費		1,650
		システム標準化対応事業	1,650
合 計			1,650

議案第29号

工事請負契約の締結について

工事請負契約を次のとおり締結したいので、和歌山市財務に関する条例（昭和39年条例第12号）第11条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

工事名	中央卸売市場旧青果卸売場棟外解体撤去及び屋外付帯工事
工事場所	和歌山市西浜1660番401
請負代金額	740,883,000円
契約の相手方	和歌山県和歌山市狐島19-1 株式会社合同興業和歌山支店 和歌山支店長 大嶋廣士
契約方法	一般競争入札

議案第30号

工事請負変更契約の締結について

令和7年2月26日に議会の議決を経た工事請負変更契約について、次のとおり変更契約を締結したいので、和歌山市財務に関する条例（昭和39年条例第12号）第11条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

工事名	市道加太102号線災害復旧工事
工事場所	和歌山市加太地内
変更前の請負代金額	929,154,600円
変更後の請負代金額	996,303,000円
契約の相手方	和歌山市吉田563番地の1 弘安建設株式会社 代表取締役 池上元一
変更理由	賃金及び物価の変動に基づく請負代金額の増額変更等のため。

議案第 31 号

令和 8 年度和歌山市一般会計予算

令和 8 年度和歌山市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 165,768,945 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 岁入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市 税		62,155,253
	1 市 民 税	25,277,680
	2 固 定 資 産 税	26,040,052
	3 軽 自 動 車 税	1,237,431
	4 市 た ば こ 税	2,845,959
	5 鉱 產 税	1
	6 都 市 計 画 税	4,354,270
	7 事 業 所 税	2,354,160
	8 入 湯 税	35,700
	9 旧 法 に よ る 税	10,000
2 地 方 譲 与 税		843,000
	1 特 別 と ん 譲 与 税	130,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	532,000
	3 地 方 挿 発 油 譲 与 税	131,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	50,000
3 利 子 割 交 付 金		131,000
	1 利 子 割 交 付 金	131,000
4 配 当 割 交 付 金		651,000
	1 配 当 割 交 付 金	651,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		880,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	880,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		615,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	615,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		10,606,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	10,606,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		14,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	14,000

(単位 千円)

款	項	金額
9 環境性能割交付金		4,000
	1 環境性能割交付金	4,000
10 地方特例交付金		546,000
	1 地方特例交付金	545,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1,000
11 地方交付税		18,530,000
	1 地方交付税	18,530,000
12 交通安全対策特別交付金		30,000
	1 交通安全対策特別交付金	30,000
13 分担金及び負担金		771,856
	1 負担金	771,856
14 使用料及び手数料		2,573,370
	1 使用料	1,876,491
	2 手数料	696,879
15 国庫支出金		37,718,288
	1 国庫負担金	28,045,954
	2 国庫補助金	3,301,725
	3 国庫交付金	6,344,236
	4 国庫委託金	26,373
16 県支出金		15,612,380
	1 県負担金	9,583,758
	2 県補助金	5,243,140
	3 県交付金	741,208
	4 県委託金	40,774
	5 県貸付金	3,500
17 財産収入		551,236
	1 財産運用収入	456,836
	2 財産売払収入	94,400
18 寄附金		3,001,700

(単位 千円)

款	項	金額
	1 寄附金	3,001,700
19 繰入金		1,367,388
	1 基本金繰入金	1,267,960
	2 特別会計繰入金	99,428
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		2,661,673
	1 延滞金・加算金及び過料	78,001
	2 市預金利子	1
	3 貸付金収入	1,305,051
	4 受託事業収入	96,660
	5 弁償金	30
	6 雜入	1,181,930
	(物品売払収入)	
22 市債		6,505,800
	1 市債	6,505,800
歳入合計		165,768,945

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議会費		894,487
	1 議会費	894,487
2 総務費		13,735,241
	1 総務管理費	9,323,645
	2 徴税費	1,451,594
	3 市民生活費	592,630
	4 戸籍住民基本台帳費	686,157
	5 選挙費	309,040
	6 統計調査費	55,337
	7 文化スポーツ費	1,134,836
	8 監査委員費	106,719
	9 人事委員会費	75,283
3 民生費		82,315,050
	1 社会福祉費	33,763,759
	2 生活保護費	18,429,971
	3 児童福祉費	25,931,096
	4 災害救助費	12,282
	5 年金保険費	3,614,063
	6 市民福祉費	563,879
4 衛生費		10,038,343
	1 保健衛生費	4,420,747
	2 清掃費	5,246,307
	3 環境保全費	371,289
5 農林水産業費		1,036,290
	1 農業費	751,086
	2 農林緑花費	147,136
	3 水産業費	138,068
6 商工費		3,219,941
	1 商工費	2,192,403

(単位 千円)

款	項	金額
	2 観光費	1,027,538
7 土木費		10,350,904
	1 土木管理費	1,104,035
	2 道路橋梁費	3,396,935
	3 河川費	412,752
	4 都市計画費	1,153,476
	5 都市計画道路費	266,857
	6 公園費	485,651
	7 下水道費	906,780
	8 住宅費	2,624,418
8 消防費		4,878,854
	1 消防費	4,878,854
9 教育費		12,792,310
	1 教育総務費	4,051,024
	2 小学校費	2,917,898
	3 中学校費	650,574
	4 高等学校費	778,532
	5 幼稚園費	534,472
	6 社会教育費	2,189,839
	7 保健体育費	1,669,971
10 災害復旧費		422,451
	1 土木施設災害復旧費	422,451
11 公債費		17,218,667
	1 公債費	17,218,667
12 諸支出金		8,796,407
	1 公営企業費	8,579,426
	2 集落排水費	216,981
13 予備費		70,000
	1 予備費	70,000

(単位 千円)

款	項	金額
歳出	合計	165,768,945

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
人事・給与・出退勤システム更新事業	令和9年度 令和14年度	484,796
合 計		484,796

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
奨学金返還助成事業(令和8年度募集分)	令和9年度 令和13年度	250千円×交付対象者 奨学金受取総月数 / 12
合 計		-

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・福祉系システム移行事業	令和9年度	449,823
合 計		449,823

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
システム標準化支援事業	令和9年度	3,960
合 計		3,960

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・保険系システム運営事業	令和9年度 令和13年度	398,750
合 計		398,750

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・債権回収システム運営事業	令 和 9 年 度 令 和 1 3 年 度	66,449
合	計	66,449

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
住宅使用料システム運営事業	令 和 9 年 度 令 和 1 4 年 度	110,706
合	計	110,706

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・福祉系システム運営事業	令 和 9 年 度 令 和 1 4 年 度	386,151
合	計	386,151

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
医療費助成システム運営事業	令 和 9 年 度 令 和 1 4 年 度	268,500
合	計	268,500

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
財務会計システム運営事業	令 和 9 年 度 令 和 1 4 年 度	139,520
合	計	139,520

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
納税通知書封入封緘等委託事業（個人市民税及び軽自動車税）	令 和 9 年 度	86,834
合 計		86,834

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
個人市民税課税資料パンチ委託事業	令 和 9 年 度	289
合 計		289

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
納税通知書封入封緘等委託事業（固定資産税）	令 和 9 年 度	27,778
合 計		27,778

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市議会議員選挙事業	令 和 9 年 度	62,412
合 計		62,412

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
県議会議員選挙事業	令 和 9 年 度	52,330
合 計		52,330

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
和歌山城ホール管理運営事業（公衆無線 LAN管理分）	令 和 9 年 度 令 和 1 0 年 度	2,264
合	計	2,264

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
文化会館照明器具 LED化事業	令 和 9 年 度 令 和 1 7 年 度	26,865
合	計	26,865

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
粗大ごみ収集運搬業務委託事業	令 和 9 年 度 令 和 1 4 年 度	404,364
合	計	404,364

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
青岸エネルギーセンター運転管理業務委託事業	令 和 9 年 度 令 和 1 4 年 度	2,040,302
合	計	2,040,302

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
青岸クリーンセンター運転管理業務委託事業	令 和 9 年 度 令 和 1 4 年 度	428,560
合	計	428,560

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業者経営改善資金等利子補給事業	令 和 9 年 度 令 和 1 2 年 度	貸付限度額 8 0 0 , 0 0 0 千円の年 1 . 0 % を上 限として利息相当額の 1 / 2
合 計		-

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
女性・若者・シニア新規開業資金等利子補給事業	令 和 9 年 度 令 和 1 2 年 度	貸付限度額 2 5 0 , 0 0 0 千円の年 1 . 0 % を上 限として利息相当額の 1 / 2
合 計		-

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
道路照明 L E D 化事業 (E S C O 事業)	令 和 9 年 度 令 和 1 8 年 度	66,210
合 計		66,210

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方道整備事業 (河西橋)	令 和 9 年 度	170,000
合 計		170,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方道整備事業 (岡崎 1 3 0 号線)	令 和 9 年 度	130,000
合 計		130,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
都市計画マスターPLAN等改定事業	令 和 9 年 度	16,821
合	計	16,821

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
自転車等駐車場照明LED化事業(ESCO事業)	令 和 9 年 度 令 和 1 8 年 度	2,270
合	計	2,270

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市街地再開発事業(和歌山市駅前南地区)	令 和 9 年 度 令 和 1 4 年 度	6,672,486
合	計	6,672,486

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公園照明LED化事業(ESCO事業)	令 和 9 年 度 令 和 1 8 年 度	17,600
合	計	17,600

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設照明LED化事業(ESCO事業)	令 和 9 年 度 令 和 1 8 年 度	3,290
合	計	3,290

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公営住宅システム運営事業	令 和 9 年 度 令 和 1 4 年 度	51,916
合	計	51,916

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中学校給食センター運営事業（令和8年度 物価上昇分）	令 和 9 年 度 令 和 2 2 年 度	237,143
合	計	237,143

第3表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎整備事業	147,800	証書借入又は債券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入については、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
システム整備事業	1,900	"	"	"
防災基盤整備事業	6,800	"	"	"
支所・連絡所整備事業	40,500	"	"	"
文化財保護事業	6,800	"	"	"
文化施設整備事業	6,700	"	"	"
スポーツ施設整備事業	37,500	"	"	"
社会福祉施設整備事業	5,300	"	"	"
介護保険事業特別会計繰出金	400	"	"	"
後期高齢者医療特別会計繰出金	400	"	"	"
認定こども園等整備事業	95,800	"	"	"
保育所整備事業	23,900	"	"	"
児童館整備事業	9,300	"	"	"
国民健康保険事業特別会計繰出金	400	"	"	"
隣保館整備事業	16,300	"	"	"
共同浴場整備事業	4,800	"	"	"
斎場整備事業	70,200	"	"	"
保健所整備事業	91,400	"	"	"
保健センター整備事業	8,500	"	"	"
衛生研究所整備事業	24,300	"	"	"
清掃運搬施設整備事業	23,700	"	"	"
清掃工場施設整備事業	248,600	"	"	"
農業施設整備事業	235,500	"	"	"

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
四季の郷公園整備事業	3,600	証書借入又は債券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入については、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
水産振興事業	2,800	"	"	"
漁港環境整備事業	1,700	"	"	"
沿岸漁場整備開発事業	6,500	"	"	"
勤労者総合センター整備事業	2,400	"	"	"
和歌山城公園整備事業	42,700	"	"	"
道路施設改善事業	1,282,600	"	"	"
緊急避難道路等整備事業	59,000	"	"	"
地方道整備事業	359,000	"	"	"
交通安全施設整備事業	900	"	"	"
河川整備事業	101,100	"	"	"
準用河川改修事業	67,700	"	"	"
自転車等駐車場整備事業	14,100	"	"	"
都市再生整備事業	17,300	"	"	"
都市計画県工事負担金	7,400	"	"	"
街路事業	119,300	"	"	"
公園施設整備事業	140,300	"	"	"
水路維持事業	24,000	"	"	"
下水道施設管理事業	199,000	"	"	"
下水路整備事業	37,000	"	"	"
住宅改善事業	895,100	"	"	"
消防施設整備事業	101,400	"	"	"
情報教育設備整備事業	477,800	"	"	"
教育施設整備事業	181,600	"	"	"
小学校施設整備事業	76,700	"	"	"
中学校施設整備事業	49,500	"	"	"

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
高等学校施設整備事業	23,000	証書借入又は債券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入については、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
地区集会所整備事業	2,800	"	"	"
こども科学館整備事業	3,700	"	"	"
コミュニティセンター整備事業	22,900	"	"	"
体育施設整備事業	93,900	"	"	"
保健体育施設整備事業	4,500	"	"	"
土木施設災害復旧事業	126,600	"	"	"
水道事業会計出資金	640,900	"	"	"
借換債	210,200	"	"	"
計	6,505,800			

議案第32号

令和8年度和歌山市国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度和歌山市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,292,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間

及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		6,214,912
	1 国民健康保険料	6,214,912
2 使用料及び手数料		51
	1 手 数 料	51
3 県 支 出 金		26,322,623
	1 県 補 助 金	66,089
	2 県 交 付 金	26,256,534
4 繰 入 金		3,554,291
	1 一般会計繰入金	3,554,291
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		200,222
	1 貸 付 金 収 入	1
	2 雜 入	200,221
(国 庫 支 出 金)		
	(国 庫 補 助 金)	
歳 入 合 計		36,292,100

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		542,653
	1 総務管理費	542,653
2 保険給付費		25,999,644
	1 療養諸費	22,381,000
	2 高額療養費	3,503,000
	3 移送費	200
	4 出産育児諸費	99,994
	5 葬祭諸費	15,450
	(傷病手当諸費)	
3 国民健康保険事業費納付金		9,259,740
	1 医療給付費分納付金	6,510,687
	2 後期高齢者支援金等分納付金	1,893,307
	3 介護納付金分納付金	665,979
	4 子ども・子育て支援納付金分納付金	189,767
4 保健事業費		327,006
	1 特定健康診査等事業費	266,148
	2 保健事業費	60,858
5 諸支出金		153,057
	1 償還金及び還付加算金	153,057
6 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		36,292,100

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料納入通知書封入封緘等委託事業	令和9年度 令和10年度	18,046
合 計		18,046

議案第 33 号

令和 8 年度和歌山市卸売市場事業特別会計予算

令和 8 年度和歌山市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 734,814 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 岁入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		279,768
	1 使用料	279,768
2 財産収入		936
	1 財産運用収入	936
3 繰入金		240,850
	1 一般会計繰入金	240,850
4 諸収入		213,260
	1 雜入	213,260
(国庫支出金)		
	(国庫交付金)	
(市債)		
	(市債)	
歳入合計		734,814

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 卸売市場費		502,367
	1 卸売市場費	502,367
2 公債費		232,347
	1 公債費	232,347
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		734,814

議案第 34 号

令和 8 年度和歌山市土地区画整理事業特別会計予算

令和 8 年度和歌山市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 337,462 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 岁入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		7,055
	1 東和歌山第二地区土地区画 整理事業一般会計繰入金	7,055
2 繰越金		3,000
	1 東和歌山第二地区土地区画 整理事業繰越金	3,000
3 諸収入		327,407
	1 東和歌山第二地区土地区画 整理事業雑入	327,407
歳入合計		337,462

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 東和歌山第二地区 土地区画整理事業費		337,462
	1 東和歌山第二地区 土地区画整理事業費	337,462
歳出合計		337,462

議案第 35 号

令和 8 年度和歌山市住宅改修資金貸付事業特別会計予算

令和 8 年度和歌山市の住宅改修資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22,000 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 岁入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 諸 収 入		22,000
	1 貸 付 金 収 入	22,000
歳 入 合 計		22,000

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 前 年 度 繰 上 充 用 金		22,000
	1 前 年 度 繰 上 充 用 金	22,000
歳 出 合 計		22,000

議案第 36 号

令和 8 年度和歌山市住宅新築資金貸付事業特別会計予算

令和 8 年度和歌山市の住宅新築資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 529,521 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 岁入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 諸 収 入		529,521
	1 貸 付 金 収 入	173,473
	2 雜 入	356,048
歳 入 合 計		529,521

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 前 年 度 繼 上 充 用 金		529,521
	1 前 年 度 繼 上 充 用 金	529,521
歳 出 合 計		529,521

議案第 37 号

令和 8 年度和歌山市宅地取得資金貸付事業特別会計予算

令和 8 年度和歌山市の宅地取得資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 209,857 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 岁入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 諸 収 入		209,857
	1 貸 付 金 収 入	89,147
	2 雜 入	120,710
歳 入 合 計		209,857

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 前 年 度 繼 上 充 用 金		209,857
	1 前 年 度 繼 上 充 用 金	209,857
歳 出 合 計		209,857

議案第38号

令和8年度和歌山市駐車場管理事業特別会計予算

令和8年度和歌山市の駐車場管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,673,707千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,340,000千円と定める。

令和8年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		275,223
	1 使用料	275,223
2 繼入金		1,500
	1 一般会計繰入金	1,500
3 諸収入		1,328,684
	1 雜入	1,328,684
4 市債		68,300
	1 市債	68,300
歳入合計		1,673,707

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 駐車場管理費		146,186
	1 駐車場管理費	146,186
2 道路駐車場管理費		187,221
	1 道路駐車場管理費	187,221
3 前年度繰上充用金		1,340,000
	1 前年度繰上充用金	1,340,000
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳出合計		1,673,707

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
駐車場照明LED化事業(ESCO事業)	令和9年度 令和18年度	9,840
合 計		9,840

第3表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道路駐車場整備事業	68,300	証書借入又は債券発行	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入については、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	68,300			

議案第39号

令和8年度和歌山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和8年度和歌山市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ128,342千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		2,114
	1 一般会計繰入金	2,114
2 繰越金		37,720
	1 繰越金	37,720
3 諸収入		88,508
	1 貸付金収入	88,498
	2 雜入	10
歳入合計		128,342

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金費 貸付事業費		128,342
	1 母子父子寡婦福祉資金費 貸付事業費	128,342
(公債費)		
	(公債費)	
(諸支出金)		
	(母子父子寡婦福祉資金 貸付事業繰出金)	
歳出合計		128,342

議案第40号

令和8年度和歌山市介護保険事業特別会計予算

令和8年度和歌山市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,278,695千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間

及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 介護保険料		8,090,344
	1 介護保険料	8,090,344
2 使用料及び手数料		50
	1 手数料	50
3 国庫支出金		10,995,054
	1 国庫負担金	7,702,951
	2 国庫補助金	19,250
	3 国庫交付金	3,272,853
4 県支出金		5,756,602
	1 県負担金	5,561,717
	2 県交付金	194,885
5 支払基金交付金		11,371,291
	1 支払基金交付金	11,371,291
6 財産収入		7,015
	1 財産運用収入	7,015
7 繰入金		7,053,885
	1 一般会計繰入金	6,670,478
	2 基金繰入金	383,407
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		4,453
	1 雑入	4,453
歳入合計		43,278,695

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		862,018
	1 総務管理費	371,215
	2 介護認定費	490,803
2 保険給付費		40,825,588
	1 介護サービス等諸費	39,517,954
	2 高額介護サービス等費	1,093,955
	3 高額医療合算 介護サービス等費	162,437
	4 市町村特別給付費	11,205
	5 その他の諸費	40,037
3 地域支援事業費		1,468,241
	1 介護予防・生活支援 サービス事業費	1,288,379
	2 一般介護予防事業費	5,900
	3 包括的支援事業・任意事業費	169,049
	4 その他の諸費	4,913
4 基金積立金		7,015
	1 基金積立金	7,015
5 諸支出金		110,833
	1 償還金及び還付加算金	11,511
	2 重層的支援体制整備 事業繰出金	99,322
6 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出合計		43,278,695

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料納入通知書封入封緘等委託事業	令 和 9 年 度	15,062
合 計		15,062

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・要介護認定支援システム移行事業	令 和 9 年 度	8,657
合 計		8,657

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・要介護認定支援システム運営事業	令 和 9 年 度 令 和 1 3 年 度	24,351
合 計		24,351

議案第 41 号

令和 8 年度和歌山市後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度和歌山市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,781,104 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 岁入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間

及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		5,761,315
	1 後期高齢者医療保険料	5,761,315
2 使用料及び手数料		2
	1 手 数 料	2
3 繰 入 金		7,009,212
	1 一般会計繰入金	7,009,212
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		10,574
	1 雜 入	10,574
歳 入 合 計		12,781,104

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		77,073
	1 総務管理費	77,073
2 後期高齢者医療金 広域連合納付		12,694,324
	1 後期高齢者医療金 広域連合納付	12,694,324
3 諸支出金		6,707
	1 償還金及び還付加算金	6,707
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		12,781,104

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料納入通知書封入封緘等委託事業	令和9年度 令和10年度	13,706
合 計		13,706

議案第 4 2 号

令和 8 年度和歌山市直轄事業用地先行取得事業特別会計予算

令和 8 年度和歌山市の直轄事業用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 4 , 5 7 5 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 岁入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		44,575
	1 財産売払収入	44,575
歳入合計		44,575

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 国道42号事業費		44,469
	1 国道42号事業費	44,469
2 諸支出金		106
	1 国道42号事業費繰出金	106
歳出合計		44,575

議案第43号

令和8年度和歌山市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	187, 606戸
(2) 年間総配水量	44, 325, 000 m ³
(3) 一日平均配水量	121, 438 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水管整備事業	3, 593, 951千円
配水施設整備事業	448, 203千円
原浄水施設新設改良事業	2, 970, 567千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 水道事業収益	8, 595, 161千円
第1項 営業収益	8, 059, 349千円
第2項 営業外収益	535, 812千円
支	出
第1款 水道事業費	7, 496, 357千円
第1項 営業費用	6, 842, 823千円
第2項 営業外費用	620, 534千円
第3項 特別損失	3, 000千円
第4項 予備費	30, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額4, 257, 547千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額616, 447千円、当年度分損益勘定留保資金2, 946, 458千円、繰越利益剰余金処分額520, 947千円及び当年度利益剰余金処分額173, 695千円で補填するものとする。）。

収	入
第1款 水道事業資本的収入	5, 467, 519千円
第1項 企業債	4, 458, 200千円

第2項 出 資 金	640,986千円
第3項 補 助 金	211,722千円
第4項 負 担 金	156,611千円
(固定資産売却代金)	千円

支 出

第1款 水道事業資本的支出	9,725,066千円
第1項 建設改良費	7,074,824千円
第2項 企業債償還金	2,650,242千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
加納浄水場運転管理業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	千円 468,160
営業関連業務委託	令和9年度から 令和13年度まで	1,037,823
企業会計システム構築事業	令和9年度から 令和14年度まで	21,670
加納浄水場更新設備事業	令和9年度から 令和11年度まで	6,881,866

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
配水管整備事業	千円 2,029,600	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和8年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
配水施設整備事業	153,400			
施設整備事業	2,275,200			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 紙 与 費	1, 208, 586 千円
(2) 交 際 費 (他会計からの補助金)	54 千円

第10条 水道事業費の一部に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、13, 516 千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち 694, 642 千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 (たな卸資産購入限度額)	694, 642 千円
-------------------------------	-------------

第12条 たな卸資産の購入限度額は、370, 879 千円と定める。

令和8年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第44号

令和8年度和歌山市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 納水工場数	43工場
(2) 年間総配水量	79,287,000m ³
(3) 一日平均配水量	217,225m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水管整備事業	38,020千円
配水施設整備事業	181,274千円
原浄水施設新設改良事業	3,199,234千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 工業用水道事業収益	2,146,742千円
第1項 営業収益	2,069,388千円
第2項 営業外収益	77,354千円
支	出
第1款 工業用水道事業費	1,849,529千円
第1項 営業費用	1,780,900千円
第2項 営業外費用	58,629千円
第3項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,112,033千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額304,517千円、減債積立金147,806千円、建設改良積立金329,126千円及び過年度分損益勘定留保資金330,584千円で補填するものとする。）。

収	入
第1款 工業用水道事業資本的収入	2,695,866千円
第1項 企業債	2,076,600千円
第2項 補助金	108,072千円
第3項 負担金	11,194千円

第4項 その他資本的収入 500,000千円

支 出

第1款 工業用水道事業資本的支出 3,807,899千円

第1項 建設改良費 3,419,694千円

第2項 企業債償還金 388,205千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
受託工事事業	令和9年度	29,000 千円
営業関連業務委託	令和9年度から 令和13年度まで	840
企業会計システム構築事業	令和9年度から 令和14年度まで	21,670
配水施設整備事業	令和9年度	253,272
工水強靭化事業	令和9年度	23,653

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
配水管整備事業	千円 13,300	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和8年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
配水施設整備事業	110,800			
施設整備事業	1,952,500			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金

額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 紙 与 費 338, 919千円

(2) 交 際 費 54千円

(他会計からの補助金)

第10条 工業用水道事業費の一部に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3, 534千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、123, 647千円と定める。

令和8年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

議案第45号

令和8年度和歌山市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 处理面積	2, 512 ha
(2) 年間処理水量	27, 117, 000 m ³
(3) 一日平均処理水量	74, 293 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備事業	2, 607, 314 千円
ポンプ場整備事業	1, 525, 424 千円
処理場整備事業	1, 613, 617 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 下水道事業収益	12, 322, 772 千円
第1項 営業収益	6, 370, 284 千円
第2項 営業外収益	5, 952, 488 千円
支	出
第1款 下水道事業費	10, 997, 995 千円
第1項 営業費用	10, 052, 986 千円
第2項 営業外費用	928, 009 千円
第3項 特別損失	2, 000 千円
第4項 予備費	15, 000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5, 258, 165千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額253, 860千円、当年度分損益勘定留保資金3, 954, 046千円、繰越利益剰余金処分額214, 310千円及び当年度利益剰余金処分額835, 949千円で補填するものとする。）。

収	入
第1款 下水道事業資本的収入	8, 820, 231 千円
第1項 企業債	4, 987, 600 千円

第2項 補 助 金	3,028,336千円
第3項 負 担 金	803,295千円
第4項 分 担 金	1,000千円
支 出	

第1款 下水道事業資本的支出	14,078,396千円
第1項 建設改良費	5,749,115千円
第2項 企業債償還金	7,829,281千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金	500,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
ポンプ場運転管理業務委託	令和9年度から 令和11年度まで	千円 64,735
水洗便所等改造資金利子等補給事業	令和9年度から 令和14年度まで	貸付限度額1,000千円 の4.38%と利息相当額
営業関連業務委託	令和9年度から 令和13年度まで	80,240
企業会計システム構築事業	令和9年度から 令和14年度まで	19,500
ポンプ場整備事業	令和9年度	450,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 2,938,100	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和8年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
公共下水道事業借換債	1,322,900			
資本費平準化債	726,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 816,796千円

(2) 交際費 54千円

（他会計からの補助金）

第10条 公共下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,921,390千円である。

（利益剰余金の処分）

第11条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち1,050,259千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 1,050,259千円

（たな卸資産購入限度額）

第12条 たな卸資産の購入限度額は、260,287千円と定める。

令和8年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第46号

令和8年度和歌山市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数	330戸
(2) 年間処理水量	94,000m ³
(3) 一日平均処理水量	258m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 農業集落排水事業収益	133,816千円
第1項 営業収益	16,724千円
第2項 営業外収益	117,092千円
支	出
第1款 農業集落排水事業費	116,759千円
第1項 営業費用	109,836千円
第2項 営業外費用	5,903千円
第3項 特別損失	20千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額44,446千円は過年度分損益勘定留保資金5,383千円、当年度分損益勘定留保資金27,530千円及び繰越利益剰余金処分額11,533千円で補填するものとする。）。

収	入
第1款 農業集落排水事業資本的収入	7,273千円
第1項 補助金	7,273千円
支	出
第1款 農業集落排水事業資本的支出	51,719千円
第1項 建設改良費	2,305千円
第2項 企業債償還金	49,414千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
営 業 関 連 業 務 委 託	令和9年度から 令和13年度まで	9,540 千円
企 業 会 計 シ ス テ ム 構 築 事 業	令和9年度から 令和14年度まで	1,085

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 17,929千円

(2) 交 際 費 54千円

(他会計からの補助金)

第9条 農業集落排水事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、107,202千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越利益剰余金のうち11,533千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 11,533千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,086千円と定める。

令和8年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第47号

令和8年度和歌山市漁業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度漁業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数	629戸
(2) 年間処理水量	132,600m ³
(3) 一日平均処理水量	363m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備事業	4,822千円
処理場整備事業	26,840千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

支	出
第1款 漁業集落排水事業費	138,678千円
第1項 営業費用	129,949千円
第2項 営業外費用	7,709千円
第3項 特別損失	20千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額47,127千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,418千円、過年度分損益勘定留保資金4,666千円、当年度分損益勘定留保資金31,142千円及び繰越利益剩余金処分額9,901千円で補填するものとする。）。

支	出
第1款 漁業集落排水事業資本的収入	35,831千円
第1項 企業債	15,800千円
第2項 補助金	20,012千円
第3項 分担金	19千円

支 出

第1款 漁業集落排水事業資本的支出	82,958千円
第1項 建設改良費	32,517千円
第2項 企業債償還金	50,441千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
営業関連業務委託	令和9年度から 令和13年度まで	千円 9,540
企業会計システム構築事業	令和9年度から 令和14年度まで	1,085

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
漁業集落排水事業	千円 15,800	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和8年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 17,929千円

(2) 交際費 54千円

(他会計からの補助金)

第10条 漁業集落排水事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、109,

779千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繼越利益剰余金のうち9,901千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 9,901千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、1,718千円と定める。

令和8年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

議案第48号

和歌山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市職員給与条例の一部を改正する条例

和歌山市職員給与条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「以下この号に」を「第4項に」に、「という。」を「という。」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号中「別表第8に」を「、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同項第3号中「（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条中第5項を第7項とし、同条第4項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項中「最初の月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が82,700円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、82,700円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

別表第8を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第49号

アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和8年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
(和歌山市職員給与条例の一部改正)

第1条 和歌山市職員給与条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第26条の3第3項中「市庁舎」を「市役所」に改める。
(和歌山市印鑑条例の一部改正)

第2条 和歌山市印鑑条例(昭和47年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製」を「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもって作成」に改める。

第14条中「(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。)」を削る。

(和歌山市行政手続条例の一部改正)

第3条 和歌山市行政手続条例(平成7年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号、第12条並びに第13条第1項及び第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を市役所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を市長が規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を市役所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第15条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第18条第2項第4号中「第3号」を「前3号」に改める。

第21条第3項中「第14条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第27条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第28条中「第14条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第27条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に改める。

(和歌山市手数料条例の一部改正)

第4条 和歌山市手数料条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項第1号中才を削り、力を才とし、キを力とする。

(和歌山市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正)

第5条 和歌山市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（令和3年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条中「次」を「次の各号」に、「第3条から前条までの」を「当該各号に定める」に改め、同条第1号中「定めるもの」を「定めるもの 第3条から前条までの規定」に改め、同条第2号中「手続等のうち当該手続等」を「申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等」に改め、「その他の情報通信技術を利用する方法」を削り、「、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項」を「又は第4条第1項」に、「除く。」を「除く。」 第3条及び第4条の規定」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 前2条の規定

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条中和歌山市行政手続条例第14条第3項の改正規定（「名あて人」を「名宛人」に改める部分を除く。）、同条に次の1項を加える改正規定、同条例第15条第1項の改正規定、同条例第21条第3項の改正規定（「名あて人」を「名宛人」に改める部分を除く。）及び同条例第28条の改正規定は、令和8年5月21日から施行する。

議案第 50 号

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例
和歌山市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。
第 7 条の 2 を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第 7 条の 2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- （1）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- （2）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- （3）世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- （4）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第 7 条の 3 第 1 号イ中「及び」の次に「高齢者医療確保法の規定による」を加え、「並びに」を「、」に改め、「「介護納付金」という。」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号力及び同条第 2 号イ中「並びに」を「、」に改め、「介護納付金」の次に「並びに子ども・子育て支援納付金」を加える。

第 11 条第 1 項第 3 号ア中「イ及び第 11 条の 6 の 5 において」及び「ウ及び第 11 条の 6 の 5 において」を「以下」に改める。

第 11 条の 6 中「660,000 円」を「670,000 円」に改める。

第 11 条の 6 の 2 第 1 号中「同じ。」の次に「の額」を加える。

第 11 条の 6 の 5 第 1 項第 3 号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第11条の7第1号中「同じ。」の次に「の額」を加える。

第11条の11の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第11条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第15条及び第15条の2の2から第15条の2の4までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（和歌山県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第15条の2の4に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第11条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定等)

第11条の14 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 第10条の規定は、前条の子ども・子育て支援納付金賦課額の算定において端数が生じた場合について準用する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第11条の15 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課額から、第11条の12第1号イに掲げる額の見込額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」をいう。）の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 18歳以上被保険者均等割 第11条の12第1号イに掲げる額の見込額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
- ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額
- イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額
- ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額
- 2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。
(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第11条の16 第11条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額は、30,000円を超えることができない。

第14条第1項中「若しくは第11条の6の3」を「、第11条の6の3若しくは第11条の13」に、「、第15条の2の2第1項（同条第3項）を「若しくは同条第6項各号に定める額、第15条の2の2第1項（同条第3項又は第4項）に改め、「第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第15条の2の2第4項第1号（同条第6項）を「同条第5項（同条第7項又は第8項）に、「又は第4項」を「から第5項まで」に、「若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する

場合を含む。次項において同じ。)」を「、同条第6項各号(同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは第15条の2の4第1項」に改め、同条第2項中「若しくは第11条の6の3の額、第11条の8の額」を「、第11条の6の3、第11条の8若しくは第11条の13の額」に改め、「次条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第6項各号に定める額」を加え、「第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第15条の2の2第4項第1号」を「同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第15条の2の4第1項」に改める。

第15条第1項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同項第1号中「、当該納付義務が発生した日」を「その発生した日とする」に改め、「次号及び第3号」の次に「並びに第6項」を加え、「(同法附則第33条の2第5項)を「(地方税法附則第33条の2第5項)に改め、同項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同条第4項及び第5項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条に次の2項を加える。

6 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第11条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円)とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算され

る所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に310,000円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に570,000円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

7 第11条の15第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額の決定につ

いて準用する。この場合において、第11条の15第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第15条の2中「第9条から第11条の11まで及び前条」を「第9条第1項、第11条の6の4、第11条の9及び第11条の14並びに前条第1項（同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第6項」に改める。

第15条の2の2第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「後期高齢者支援金等賦課額」との次に「、「第15条第1項各号」とあるのは「第15条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第11条の15」と、第2項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の15第3項」と読み替えるものとする。

第15条の2の2に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条第1項各号」とあるのは「第15条第6項各号」と、「第11条」とあるのは「第11条の15」と、第6項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の15第3項」と読み替えるものとする。

第15条の2の3第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「660,000円」を「670,000円」に、「（第5項）を「（第6項）に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に、「660,000円」を「670,000円」に改め、「170,000円」との次に「、「第15条第1項各号」とあるのは「第15条第5項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「660,000円」を「670,000円」に改め、「260,000円」との次に「、「第15条第1項各号」とあるのは「第15条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、同条第5項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第8

条」とあるのは「第11条の13」と、「670,000円」とあるのは「30,000円」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の15」と読み替えるものとする。

第15条の2の3に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。

この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第8条」とあるのは「第11条の13」と、「670,000円」とあるのは「30,000円」と、「第15条第1項各号」とあるのは「第15条第6項各号」と、第7項中「第11条」とあるのは「第11条の15」と読み替えるものとする。

第15条の2の4を第15条の2の5とし、第15条の2の3の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

15条の2の4 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第1条の15の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第15条第6項、第15条の2の2第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第11条の15第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条の15第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第7条の2、第11条の6、第11条の12から第11条の16まで及び第14条から第15条の2の4までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 51 号

和歌山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市介護保険条例の一部を改正する条例

和歌山市介護保険条例（平成 12 年条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条の 11 第 1 項中「所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得」を「給与所得（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得をいう。次条及び附則第 2 条の 13 において同じ。）」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第 2 条の 12 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第 294 条第 3 項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条において同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の収入金額が 551,000 円以上 651,000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 9 条第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア及び第 14 号アの規定の適用については、同条第 6 号ア中「（政令」とあるのは「をいい、当該合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に令和 7 年中の同条第 1 項に規定する給与等の収入金額から 550,000 円を控除して得た額を加えた額によるものとし、政令」と、「得た額（」とあるのは「得た額とし、」と、「零とする。」）をいう」とあるのは「零とする」とする。）

2 第 1 号被保険者のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が 651,000 円以上 1,619,000 円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 9 条第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア、第 13 号ア及び第 14 号アの規定の適用については、同条第 6 号ア中「（政令」とあるのは「をいい、当該合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に 100,000 円を加えた額によるものとし、政令」と、「得た額（」とあるのは「得た額とし、」と、「零とする。」）をいう」とあるのは「零とする」と

する。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アの規定の適用については、同条第6号ア中「(政令」とあるのは「をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額を加えた額によるものとし、政令」と、「得た額（」とあるのは「得た額とし、」と、「零とする。」）をいう」とあるのは「零とする」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第2条の13 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第9条の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

（1）令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

（2）地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65

0, 000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

（3）地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第26条第3項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、和歌山市税条例第26条第3項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、和歌山市税条例第26条第3項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第9条の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 52 号

和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域

生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域

生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例（平成 18 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 自立生活支援用具の部盲人用はかりの項中「盲人用はかり」を「視覚障害者用はかり」に改め、同表在宅療養等支援用具の部電気式たん吸引器の項中「56,400 円」を「62,000 円」に改め、同部盲人用体温計（音声式）の項中「盲人用体温計（音声式）」を「視覚障害者用体温計（音声式）」に改め、同部盲人用体重計の項中「盲人用体重計」を「視覚障害者用体重計」に改め、同部盲人用血圧計の項中「盲人用血圧計」を「視覚障害者用血圧計」に改め、同表情報・意思疎通支援用具の部視覚障害者用読書器の項中「198,000 円」を「248,000 円」に改め、同部盲人用時計の項中「盲人用時計」を「視覚障害者用時計」に、「13,300 円」を「13,900 円」に改め、同表排せつ管理支援用具の部ストーマ装具（尿路系）の項中「11,600 円」を「12,430 円」に改め、同部ストーマ装具（消化器系）の項中「8,850 円」を「9,460 円」に改める。

別表第 3 備考以外の部分を次のように改める。

別表第 3（第 6 条関係）

地域活動支援センター事業

第 1 身体障害者デイサービス型

（1）単独型（基本型）

ア 所要時間 4 時間未満

区分 1 372 単位

区分 2 344 単位

区分 3 318 単位

イ 所要時間 4 時間以上 6 時間未満

区分 1 622 単位

区分 2 575 単位

区分 3 530 単位

ウ 所要時間 6 時間以上

区分 1 8 0 7 単位

区分 2 7 4 8 単位

区分 3 6 8 9 単位

(2) 単独型(作業中心型)

ア 所要時間 4 時間未満

区分 1 1 6 6 単位

区分 2 1 4 3 単位

区分 3 1 2 2 単位

イ 所要時間 4 時間以上 6 時間未満

区分 1 2 7 6 単位

区分 2 2 3 9 単位

区分 3 2 0 5 単位

ウ 所要時間 6 時間以上

区分 1 3 5 9 単位

区分 2 3 1 3 単位

区分 3 2 6 5 単位

(3) 併設型(基本型)

ア 所要時間 4 時間未満

区分 1 2 9 9 単位

区分 2 2 7 2 単位

区分 3 2 4 4 単位

イ 所要時間 4 時間以上 6 時間未満

区分 1 4 9 8 単位

区分 2 4 5 2 単位

区分 3 4 0 8 単位

ウ 所要時間 6 時間以上

区分 1 6 4 8 単位

区分 2 5 8 9 単位

区分 3 5 3 0 単位

(4) 併設型(作業中心型)

ア 所要時間 4 時間未満

区分 1 9 2 単位

区分 2 7 1 単位

区分3 4 8 単位

イ 所要時間4時間以上6時間未満

区分1 1 5 4 単位

区分2 1 1 7 単位

区分3 8 2 単位

ウ 所要時間6時間以上

区分1 2 0 1 単位

区分2 1 5 3 単位

区分3 1 0 6 単位

第2 知的障害者デイサービス型

(1) 単独型

ア 所要時間4時間未満

区分1 3 0 7 単位

区分2 2 7 5 単位

区分3 2 4 3 単位

イ 所要時間4時間以上6時間未満

区分1 5 1 3 単位

区分2 4 5 9 単位

区分3 4 0 6 単位

ウ 所要時間6時間以上

区分1 6 6 6 単位

区分2 5 9 7 単位

区分3 5 2 7 単位

(2) 併設型

ア 所要時間4時間未満

区分1 2 3 3 単位

区分2 2 0 1 単位

区分3 1 6 9 単位

イ 所要時間4時間以上6時間未満

区分1 3 9 0 単位

区分2 3 3 5 単位

区分3 2 8 2 単位

ウ 所要時間6時間以上

区分1 5 0 7 単位

区分2 437単位

区分3 368単位

別表第3備考4中「42単位」を「45単位」に改め、同表備考5中「40単位」を「43単位」に改め、同表備考6中「54単位」を「58単位」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に決定する和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例（次項において「地域生活支援事業条例」という。）第2条第7号に掲げる事業に係る給付について適用し、施行日前に決定した同号に掲げる事業に係る給付については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の別表第3の規定は、施行日以後に提供された地域生活支援事業条例第2条第10号に掲げる事業に係るサービスに関する費用の給付について適用し、施行日前に提供された同号に掲げる事業に係るサービスの提供に関する費用の給付については、なお従前の例による。

議案第 5 3 号

和歌山市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市立保育所条例の一部を改正する条例

和歌山市立保育所条例（昭和 32 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 1 号中「第 5 号」を「第 4 号」に改め、同項第 2 号中「次号から第 5 号まで」を「次号及び第 4 号」に、「150 円」を「100 円」に改め、同項第 3 号中「及び第 5 号」を削り、「90 円」を「100 円」に改め、同項第 4 号を削り、同項第 5 号を同項第 4 号とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 54 号

和歌山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
和歌山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 54 条の 3 において準用する同法第 46 条第 3 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第 2 条 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、次条から第 6 条までに定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号。以下「府令」という。）の規定（第 1 条を除く。）による基準をもって、その基準とする。

(人権擁護)

第 3 条 特定乳児等通園支援事業者（府令第 2 条第 1 項に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権を擁護するため、特定乳児等通園支援事業所（府令第 2 条第 4 項に規定する特定乳児等通園支援事業所をいう。以下同じ。）ごとに人権擁護推進員を置かなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、職員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

(災害対策)

第 4 条 特定乳児等通園支援事業者は、非常災害対策を推進するため、特定乳児等通園支援事業所ごとに災害対策推進員を置かなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、非常災害の防止に関する計画を作成しなければならない。

(安全管理対策推進員の配置)

第 5 条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの安全管理対策を推進するため、特定乳児等通園支援事業所ごとに安全管理対策推進員を置かなければならない。

(食育推進員の配置)

第 6 条 特定乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長を図るため、特定乳児等通園支援事業所ごとに食育推進員を置かなければならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 55 号

和歌山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例
和歌山市中央卸売市場業務条例（昭和 49 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項に定める取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号。以下「食品等持続的供給法」という。）第 42 条第 1 項に規定する指定飲食料品等が含まれるときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該指定飲食料品等を公表するものとする。

第 7 条第 2 項及び第 19 条第 2 項中「第 4 条」を「第 4 条第 1 項」に改める。

第 54 条に次の 1 項を加える。

3 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 第 4 条第 2 項の規定により公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第 42 条第 1 項第 1 号に規定する指標

(2) 食品等持続的供給法第 36 条各号に規定する措置の内容

別表第 2 卸売業者市場使用料の部青果部の款中「126 円」を「296 円」に改め、同表低温売場使用料の項を削り、同表仲卸業者市場使用料の部を次のように改める。

仲卸業者市場 使用料	取扱高と平均取扱高が同額となる場合又は取扱高が平均取扱高を下回る場合	取扱高の 1,000 分の 3 に相当する額にその 10 パーセントに相当する額を加えた額及び仲卸売場面積 1 平方メートルにつき月額 1,964 円
	取扱高が平均取扱高を上回る場合	差額取扱高の 1,000 分の 2 に相当する額と平均取扱高の 1,000 分の 3 に相当する額との合計額にその 10 パーセントに相当する額を加えた額及び仲卸売場面積 1 平方メートルにつき月額 1,964 円

別表第 2 事務所使用料の部を次のように改める。

事務所使用料	使用面積 1 平方メートルにつき月
--------	-------------------

額 1,414円

別表第2倉庫使用料の項及び買荷保管所使用料の項を削り、同表買荷保管積込所使用料の項及び加工所使用料の部を次のように改める。

買荷保管積込所使用料	使用面積 1平方メートルにつき月 額 1,809円
加工所使用料	使用面積 1平方メートルにつき月 額 1,029円

別表第2近郊そ菜売場使用料の項及び福利厚生施設使用料の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2卸売業者市場使用料の項から土地使用料の項までの規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 56 号

和歌山市旧四箇郷保育所大規模修繕等基金条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市旧四箇郷保育所大規模修繕等基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市旧四箇郷保育所大規模修繕等基金条例の一部を改正する条例

和歌山市旧四箇郷保育所大規模修繕等基金条例（令和 4 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和歌山市地域まちづくり施設大規模修繕等基金条例

第 1 条中「旧四箇郷保育所が」を「地域まちづくり施設（次の表に掲げる施設をいう。）が」に、「和歌山市旧四箇郷保育所大規模修繕等基金」を「和歌山市地域まちづくり施設大規模修繕等基金」に改め、同条に次の表を加える。

施設名	所在
和歌山市旧四箇郷保育所	和歌山市加納 181 番地の 5
和歌山市旧中之島保育所	和歌山市中之島 1496 番地

第 5 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により基金を処分する場合において、大規模修繕等をする施設に係る寄附金として積み立てられた額及び当該施設に係る寄附金に関する運用益金の合計額を超えて処分してはならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 57 号

和歌山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成 4 年条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表中「特定用途に」を「特定用途（共同住宅を除く。）に」に、「非特定用途」を「共同住宅及び非特定用途」に改める。

第 5 条中「特定用途」の次に「（共同住宅を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第58号

和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月19日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
和歌山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を」を削り、「第2号」を「第1号」に、「383円」を「433円」に、「第3号」を「第2号」に、「第6号」を「第5号」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）
第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた新条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る新条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 59 号

和歌山市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
和歌山市公営企業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 47 号）の一部を次のように改正
する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

議案第 60 号

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結したいので、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

契 約 の 目 的	当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
契 約 の 始 期	令和 8 年 4 月 1 日
契 約 の 金 額	10,912,000 円を上限とする額
費用の支払方法	監査の結果に関する報告提出後に支払うものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、契約の範囲内で前払いをすることができる。
契 約 の 相 手 方	住所 大阪府堺市北区新金岡町 2 丁 5 番 14 - 204 号 氏名 本田壽秀 資格 公認会計士

議案第 61 号

令和 7 年度和歌山市一般会計補正予算（第 13 号）

令和 7 年度和歌山市一般会計補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,077,500 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 181,073,066 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

歳入歳出予算補正（第13号）

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		45,004,354	1,200,023	46,204,377
	3 国 庫 交 付 金	10,940,799	1,200,023	12,140,822
19 繰 入 金		2,503,250	9,377	2,512,627
	1 基 金 繰 入 金	2,395,167	9,377	2,404,544
22 市 債		8,245,500	2,868,100	11,113,600
	1 市 債	8,245,500	2,868,100	11,113,600
歳 入 合 計		176,995,566	4,077,500	181,073,066

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 务 費		18,989,347	78,496	19,067,843
	7 文化スポーツ費	1,189,481	78,496	1,267,977
9 教 育 費		10,405,306	3,999,004	14,404,310
	2 小 学 校 費	2,886,355	3,003,764	5,890,119
	3 中 学 校 費	810,751	982,604	1,793,355
	5 幼 稚 園 費	508,676	12,636	521,312
歳 出 合 計		176,995,566	4,077,500	181,073,066

第2表

地 方 債 極 正

1 追 加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
幼稚園施設整備事業	8,700	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
計	8,700			

2 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
スポーツ施設整備事業	13,800	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	65,800	証書借入又は債券発行	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
小学校施設整備事業	41,300	"	"	"	2,035,700	"	"	"
中学校施設整備事業	17,000	"	"	"	830,000	"	"	"
計	8,245,500				11,104,900			

議案第 62 号

令和 7 年度和歌山市一般会計補正予算（第 14 号）

令和 7 年度和歌山市一般会計補正予算（第 14 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 8 年 2 月 19 日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

第1表

繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費			78,496
	7 文化スポーツ費		78,496
		つつじが丘総合公園整備事業	78,496
9 教育費			3,999,004
	2 小学校費		3,003,764
		小学校施設整備事業	1,298,665
		小学校体育館空調整備事業	1,705,099
	3 中学校費		982,604
		中学校施設整備事業	982,604
	5 幼稚園費		12,636
		幼稚園施設整備事業	12,636
合 計			4,077,500